又は届出書等に記載された勘定設定期間（非課税口座開設届出書、非課税口座内上場株式等移管依頼書及び金融商品取引業者等変更届出書にあつては、その提出があつた日の属する勘定設定期間）の終了の日の翌日から五年を経過する日のいずれか遅い日	第三十七条の十四第六項	から五年を経過する日
第三十七条の十四の二第十二項	第三十七条の十四の二第十五項、第十九項、第二十二項若しくは第二十三項	第三十七条の十四の二第十五項、第十九項、第二十二項若しくは第二十三項
当該申請書の提出をした者がその年一月一日において二十歳である年の前年十二月三十一日	未成年者口座開設届出書、第十八条の十五の十第三項に規定する未成年者口座上場株式等移管依頼書	未成年者口座開設届出書、第十八条の十五の十第三項に規定する未成年者口座上場株式等移管依頼書
第三十七条の十四の二第十二項	第三十七条の十四の二第六項	第三十七条の十四の二第六項

18　第一項の規定は、前項において準用する非課税口座に関する規定に規定する用語について準用する。

19　施行令第二十五条の十三の八第十九項に規定する財務省令で定める計算書は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

一　法第三十七条の十四の二第八項の規定により徴収した所得税を納付する金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

二　その月において法第三十七条の十四の二第八項の規定により所得税を徴収して納付すべき者の数

三　その月において法第三十七条の十四の二第八項の規定により徴収して納付すべき所得税の額

四　その月において法第三十七条の十四の二第八項の規定により所得税を徴収すべき未成年者口座に係る同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額の総額

五　その他参考となるべき事項

20　前項の計算書の書式は、別表第七㈡による。

21　第十八条の十三の五第十項の規定は、施行令第二十五条の十三の八第二十六項において準用する施行令第二十五条の十の十第三項の規定により施行令第二十五条の十三の八第二十四項の金融商品取引業者等が同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者の承諾を得る場合について準用する。

（未成年者口座年間取引報告書の記載事項等）

第十八条の十五の十一　金融商品取引業者等は、その年において当該金融商品取引業者等の営業所に開設されていた未成年者口座で非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられていたものがある場合には、当該未成年者口座を開設した居住者又は恒久的施設を有する非居住者の各人別に、次項各号に掲げる事項を記載した報告書（以下この条において「未成年者口座年間取引報告書」という。）を未成年者口座ごとに作成し、その年の翌年一月三十一日までに、当該金融商品取引業者等の当該未成年者口座が開設されていた営業所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2　法第三十七条の十四の二第二十七項に規定する財務省令で定める事項は、同項の未成年者口座に係る次に掲げる事項とする。

一　当該未成年者口座を開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、生年月日、住所及び個人番号

二　当該未成年者口座の設定の際に提出を受けた未成年者非課税適用確認書又は未成年者口座廃止通知書に記載された整理番号

三　当該未成年者口座が開設されていた金融商品取引業者等の営業所の名称、所在地及び電話番号並びに当該金融商品取引業者等の法人番号

四　当該未成年者口座に非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられた日の属する年中に当該未成年者口座に受け入れた法第三十七条の十四の二第五項第二号ロ(1)(i)若しくは(ii)又はハ(1)に掲げる上場株式等（以下この号において「当初取得等上場株式等」という。）及び同年以後に当該未成年者口座に受け入れた施行令第二十五条の十三の八第十七項において準用する施行令第二十五条の十三第十項各号に掲げる上場株式等（以下この項及び第三項において「分割等上場株式等」という。）につき、当該受け入れた未成年者口座に係る非課税管理勘定ごとの種類別及び銘柄別の数又は口数（分割等上場株式等にあつては、当該未成年者口座を開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者が当該分割等上場株式等の取得に係る同条第十項各号に規定する事由が生じた直後に有することとなつた当該分割等上場株式等の数又は口数）並びに取得対価の額（法第三十七条の十四の二第五項第二号ロ(1)に規定する取得対価の額をいい、分割等上場株式等にあつては当該分割等上場株式等の取得の基因となつた当初取得等上場株式等に係る同号ロ(1)に規定する取得対価の額とする。以下この号において同じ。）の合計額並びに当該未成年者口座に係る当初取得等上場株式等の取得対価の額の総額

五　その年中に当該未成年者口座に係る非課税管理勘定からの払出し（振替によるものを含む。以下この号において同じ。）があつた未成年者口座内上場株式等につき、当該非課税管理勘定ごとの次に掲げる事項

イ　当該払出しの事由及びその払出しのあつた年月日

ロ　当該払出しのあつた未成年者口座内上場株式等の種類別及び銘柄別の数又は口数

ハ　当該払出しの次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1)　当該払出しが譲渡以外の事由によるものである場合　法第三十七条の十四の二第四項に規定する払出し時の金額

(2)　当該払出しが譲渡によるものである場合　譲渡対価の額

ニ　その年中の払出しに係るハ(1)及び(2)に定める金額の総額

六　その年中に交付した当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の配当等（法第九条の九第一項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等をいう。以下この号において同じ。）に関する次に掲げる事項

イ　当該未成年者口座に係る非課税管理勘定又は継続管理勘定ごとの種類別及び銘柄別の未成年者口座内上場株式等の配当等の額の合計額

ロ　当該未成年者口座に係る非課税管理勘定又は継続管理勘定ごとの種類別及び銘柄別の所得税法第九条第一項第十一号に掲げる収益の分配の額の合計額

ハ　イに掲げる金額の総額及びロに掲げる金額の総額